

築上町告示第204号

平成19年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年11月28日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成19年12月7日

2 場 所 築上町議会議場

○開会日に応招した議員

首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
田原 宗憲君	丸山 年弘君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
岡田 信英君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	田原 親君
信田 博見君	宮下 久雄君

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成19年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成19年12月7日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成19年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第95号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第5 議案第96号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第97号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第98号 平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第99号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第100号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第101号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第102号 平成19年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第103号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第13 議案第104号 築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第106号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第107号 築上町文化会館(コマーレ)条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第108号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第109号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第110号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第111号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 議案第112号 人権擁護委員の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第95号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第5 議案第96号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第97号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第98号 平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第99号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第100号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第101号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第102号 平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第103号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第13 議案第104号 築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第106号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第107号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第108号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第109号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第110号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第111号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 議案第112号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（20名）

1番	首藤萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
13番	岡田 信英君	14番	武道 修司君
15番	平野 力範君	16番	中島 英夫君
17番	繁永 隆治君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	江本偉久雄君	主査	西畑 弥生君
----	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君

住民課長	……………	遠久 隆生君	税務課長	……………	椎野 義寛君
健康福祉課長	……………	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	……………	吉留 正敏君
産業課長	……………	出口 秀人君	建設課長	……………	内丸 好明君
上水道課長	……………	中嶋 澄廣君	下水道課長	……………	平岡 司君
会計課長	……………	川崎 道雄君	農業委員会	……………	後田 幸政君
住民生活室長	……………	落合 泰平君	管理課長	……………	安田 美鈴君
企業立地課長	……………	竹本 正君	環境課長	……………	松田 倫夫君
学校教育課長	……………	中村 一治君	生涯学習課長	……………	舟川 忠良君
監査室長	……………	吉留 康次君	徴収専門官	……………	大田 隆君
徴収専門官	……………	小林 實君	審議官	……………	白川 義雄君

午前10時00分開会

○議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成19年第4回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。第4回定例会を招集いたしましたところ、全議員の出席を賜りまして大変ありがとうございます。

行政報告ということですので。

まず、行革。これについてはですね、職員、それから議員の皆さん初め、町民の皆さんにも、大分、非常に築上町の財政が厳しいという認識をしていただきましてですね、少しずつではございますけれども、この行財政改革が進行しておるということを御報告を申し上げたいと思います。

そういう形の中ですね、各種の補助金、非常にやっぱり、皆さん方要望強いわけでございますけれども、仕方がないかなあというようなことですね、現状、1割カットさせていただいておりますね、それでもなお、非常に厳しい財政とわかりながらもですね、商工会等々は、なお、財政厳しいというようなことで、復活の要請もあっておるわけでございますけれども、ちょっと、様子を見ておるところでございます。

それから、米軍の再編ということで、防衛省の方からようやく、正式な文書が参りまして、本町に対する交付金の額がですね、2億9,170万ということで、文書が参りました。まあ、若干、行橋とは差があるようでございます。若干、最後の70万がちょっと、築上町としては、少し多いかなというようなことでございますけれどもですね、そういうことで、一応、交付金の額は決定しましたけれども、何分、この使い道、やはり、非常に制約が多いということで、先般も

防衛本省の方に行きまして、いろんな談判をしてきております。しかし、定かなる回答というのはまだ出てきておりませんしですね、柔軟な対応をさしてくれなければ意味がないじゃないかというふうなことでですね、一般財源に近いような形の対応をさしてほしいということで、強固な申し入れを行ってきておるところでございますし、本省の回答としてもですね、地方局と協議をしながらですね、ぜひ、事案を上げていただきながら、それぞれ協議をしていくと、このような状況しかまだ出てきておりませんのでですね、我々としては、さらなる、こういう使い道についての協議が必要になってくるということを御報告を申し上げておきます。

それから、築城基地の増設問題ということで、9月に一応の打診はあっておりましたけれども、まだまだ、そんな時期じゃないということで突っぱねておったわけでございます。というのもですね、米軍再編が全く前向きに進展しない中で、そんな話を持ってきてもらっても困るというようなことで、町としては一切受け付けられないということですね、それで皆さん方にも報告をしていなかったわけでございますけれども、正式に発表されたのがですね、12月の4日、それまでは、正式な形では、マスコミの方が先にこの動きを察知しながら報道があったというふうなことでですね、基本的には、1市2町に通告があったのが、12月4日と、このような返し方をしておるところでございます。そういう形の中でですね、非常にまだ、米軍再編完全に片づいてないというふうなことの中でですね、そしてまた、地元を割るようなことはしないでほしいというふうなことでですね、というのもですね、当該土地は、農業基盤整備事業を平成6年に行っております。そこで、換地による入れかわりがですね、相当、当該地の皆さん、現在の所有者との入れかわりがあっておるというふうなことで、その圃場整備をする前にですね、福岡防衛施設局の方には、基地拡張の意向はないのかというふうな形の御協議もさしていただいております。その当時は、一応、拡張の計画はないということで圃場整備事業を推進していったと、こういう計画もありましてですね、非常に地元としては、混乱をしておるということで、まず、地元がまとまらなければ町としても対応はできませんよというようなことで12月4日の正式な協議に来たわけでございますけれど、そういう回答を差し上げておるところでございます。

それから、もう1点は、去年の4月に安武の道源池で、モトシマユウちゃんの事故がございました、死亡事故がございましたが、これについて、町といたしましてはですね、一定の公的な機関の判断をいただかなければ、いわゆる、示談に応じることはできないよというようなことで、両親が原告で町を被告ということで、裁判に町が訴えられておったわけでございますけれども、裁判所の方から和解案というものが提示されましてですね、そういう形の中で当方の弁護士もいろんな形で検討していただきながらですね、最終的には、一応和解案ということで、一応町ものんだわけでございます。そういう形の中で1,350万円が一応和解金を支払うと、ただし、議会の議決の承認を得るので、議会議決後に、この契約は（ ）。いわゆる工事請負契約と同じ

ような形態をとって一応和解の契約書は作成をしておるところでございます。この後については、準備の都合上ですね、本日の提案には間に合いませんでしたので、月曜日の時に御提案を、和解案とそれから予算を提案さしていただきたいと、このように考えておるところでございます。

そういうことで、主なものはそういう状況でございますけれども、平成19年の最後の議会でございます。予算案が8件、それから条例が7件、人事案件3件、計18件を提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦勞さん、御苦勞さまでございました。これで、行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（成吉 暲奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、西口周治議員、9番、有永義正議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（成吉 暲奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下久雄委員長。

○議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

12月4日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり委員会で決定いたしました。12月7日金曜日の本日は本会議で議案の上程、なお、人事案件の賛否は投票とし、本日即決することとして、協議しました。12月8日土曜日から12月9日日曜日までを議案考案日といたします。12月10日月曜日は、本会議で議案に対する質疑、委員会付託を行います。12月11日火曜日は、一般質問とします。12月12日水曜日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。13日木曜日は、休会で厚生文教常任委員会とします。14日金曜日は、休会で産業建設常任委員会とします。15日土曜日から16日日曜日は、休会とします。17日月曜日は、休会で総務常任委員会とします。18日火曜日は、休会で委員会予備日とします。委員会運営は、所管の議案質疑、所管の事務質疑、通告された所管外の議案質疑の順とします。一般行政事務関連は、一般質問でお願いします。なお、急を要する所管外の議案は委員長判断とします。19日水曜日は本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の受け付け締め切りは本日午後3時までといたします。また、議

案考案日に議案を熟読していただき、円滑な議会運営に御協力をお願いいたします。

以上、会期は本日から12月19日までの13日間とすることが適当だと議会運営委員会で決定いたしましたので御報告いたします。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日7日から12月19日までの13日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの13日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は第95号外17件であります。

また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

議事に入ります。

日程第4. 議案第95号

日程第5. 議案第96号

日程第6. 議案第97号

日程第7. 議案第98号

日程第8. 議案第99号

日程第9. 議案第100号

日程第10. 議案第101号

日程第11. 議案第102号

○議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第4、議案第95号の平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第11、議案第102号の平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号から議案第102号までを一括上程することに決定しました。

日程第4、議案第95号平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第11、議案第102号の平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

○**財政課長（田原基代孝君）** 議案第95号平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

議案第96号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第97号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第98号平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第99号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第100号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第101号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第102号平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成19年12月7日、築上町長新川久三。

○**議長（成吉 暲奎君）** はい、御苦労さんでした。

新川久三町長、説明をお願いします。

○**町長（新川 久三君）** ただいま朗読いたしました議案第95号平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）でございますけれども、既定の歳入歳出の予算総額97億326万5,000円

に7,521万5,000円を追加いたしまして、総額を97億7,848万円と定めるものでございます。

補正予算の主な歳出はですね、人事院勧告に基づく職員の給与費の改定が507万8,000円、それから、あけてから、いわゆる合併記念行事といたしまして、神楽民俗芸能祭事行費216万6,000円、それから、老人保健の特別会計繰り出し金が2,892万5,000円、それから、障害者医療、母子家庭医療、乳幼児医療などの公費医療費が6,284万円、それと、築城の町営住宅六反田南別府団地の解体工事、これが450万円を計上させていただいたのが主なものです。

なお、減額予算も若干さしていただいております。

広域農道の農道整備事業の負担金が確定いたしまして4,200万円の減額、それから、特定環境公共下水道事業の繰り出し金、これが1,714万3,000円、農業集落排水事業の特別会計の繰り出し金が1,273万1,000円などを減額さしていただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。御採択をいただくようお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

○町長（新川 久三君） それから、続きまして。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○町長（新川 久三君） 議案第96号は、平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、本予算は、既定の歳入歳出予算に91万7,000円を増額いたしまして、4億445万8,000円といたすものでございます。

主なものはですね、貸し付けをした金が繰り上げ償還はされました。償還金の元金が91万7,000円でございますけれども、これを郵便貯金簡易生命保険管理機構にこの分を即座に返還しようというものの補正でございます。

よろしく御審議の上御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第97号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、本予算も既定の歳入歳出予算に2億1,240万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を29億8,437万円に定めるものでございますが、補正の主なものは、老人医療への拠出金、それから介護納付金の額の確定に伴う補正、それから一般、退職被保険者療養給付費、それから出産育児一時金の見込み等が増額いたしまして補正をさしていただくものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第98号平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、本予算も規定の歳入歳出予算の増額に3億8,288万1,000円を増額いたしまして、

歳入歳出の総額を32億9,107万4,000円と定めるものでございます。老人、この会計の主な補正はですね、老人医療の給付費及び医療支給費の追加補正といたしまして、前年度の精算等々を行うということで補正をさしていただいております。

よろしく御審議の上御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第99号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、本予算も既定の歳入歳出予算にそれぞれ163万円を追加いたしましたして4億3,234万円と定めるものでございます。補正の主なものはですね、消費税の還付金ということで694万1,000円、それから、受益者の分担金430万2,000円、下水道事業費、県の補助金が313万円、町債が560万ということで、一応借り入れる予定はしておる、それから一般会計の補助金といいますか、繰入金の減額、先ほども一般会計でも申しましたけれども1,714万3,000円を減額するものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第100号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本予算は既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,959万3,000円を減額いたすものでございます。一応、減額の中身はですね、下水道の使用料、それから消費税の還付金、繰越金が、これはふえております。他会計の補助金といいますか、繰入金ですね、一般会計からの、これが、先ほども一般会計で申しましたけど1,273万1,000円ということで、要らなくなったというふうなことでございます。歳出の主なものは、委託料をその分一応減額をさしていただいておりますという状況でございます。

よろしく御審議の上御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第101号は、平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、本予算は既定の歳入歳出予算に13万5,000円を増額いたして、総額は1億3,924万4,000円と定めるものでございます。補正の主なものは、人勸による給与改定をしなければならない補正でございます。

よろしく御審議の上御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第102号平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）でございますけれども、本予算も既定の予算に6万7,000円を増額いたしまして、2億4,594万2,000円に改めるものでございますが、本会計も職員の給与改定に伴うものでございます。

よろしく御審議の上御採択をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでございました。

日程第12. 議案第103号

日程第13. 議案第104号

日程第14. 議案第105号

日程第15. 議案第106号

日程第16. 議案第107号

日程第17. 議案第108号

日程第18. 議案第109号

○議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第12、議案第103号の築上町敬老祝金条例の制定についてから、日程第18、議案第109号の築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号から議案第109号までを一括上程することに決定しました。

日程第12、議案第103号の築上町敬老祝金条例の制定についてから、日程第18、議案第109号の築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第103号築上町敬老祝金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第104号、築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第105号、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第106号、築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第107号、築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第108号、築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第109号、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成19年12月7日、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さまでした。新川久三町長。

○町長（新川 久三君） 議案第103号は、築上町敬老祝金条例の制定についてでございますが、本条例は9月の議会に提案をいたしましたけれども、審議の結果、一応、否決ということで、まあ、検討いたしましたですね、否決の理由が金額が支給が1万円ということでございましたけれども、今回は、1万2,000円にして、提案をさしていただいておりますのでございます。

中身については、金額を変更して、前回どおりということでございます。

よろしく御審議の上御採択をいただきますようお願い申し上げます。

それから、議案第104号築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてでございますが、本条例は、今までは長期契約に結ぶものについては債務負担行為をして契約をしなければならなかったわけでございますけれども、これが、自治法の改正が平成16年に行われておりますが、そのときに、この条例提案しておりません、他の市町村はもう既に、近隣でもしておるということでございますしですね、例えば、物品の、いわゆる、いわゆる購入契約、購入やないです、使用契約ですかね、大体5年ぐらいの契約ということになります、これを債務負担行為なくして、一応、継続した年限で5年間契約ができると、そして、予算は毎年度上げていくと、こういうことが自治法で可能になったということで、今回条例化をさしていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただきながら御採択をいただきたいと思っております。

次に、議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例の改正の中身はですね、国民健康保険税を特別徴収をすることが、一応、法律の改正に伴いですね、できるようになったということで、いわゆる年金等から特別徴収を健康保険税をすると、なお、後期高齢者の保険もこういう制度になっておるんで、これに付随しながらですね、やっていくという形になろうかと思っておりますけれどもですね、新たに収納義務を、収納をスムーズに行うというようなことで、制度化されたことでございますので、税条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上御承認をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第106号、それから第107号、それから108号、あ、108号やない、106号と107号ですか、いわゆる公民館条例の一部を改正する条例と文化会館の条例の一部を改正すると、内容的にはおなじでございます。中身は、暴力団の排除をするということで、暴力団員の利益になることを防ぐため、公民館とそれからコマーレ文化会館の貸与をしないというふうなことで条例改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上御採択をいただきますようお願い申し上げます。

それから、議案第108号、築上町児童館条例の一部を改正する条例ということで、従前までは児童館、全く年末年始以外の休みがなかったわけでございますけれども、今回は、毎月第3日

曜日をですね、これは、家庭の日というふうなことで、位置づけがされておるわけでございます。そういう形の中から、第3日曜日だけ、一応、休館にしていこうと、毎月ですね、これが、一応、この条例の中身でございます。

よろしく御審議の上御採択をいただきますようお願い申し上げます。

それから、議案第109号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正をする条例の制定についてでございますが、これは、予算のときにも御説明申し上げましたが、人事院勧告が8月になされまして、国の方もですね、一応、これがもう改正がされたわけでございます。そういう形の中で、国に準じて築上町の職員についても給与改正をする必要があるというようなことでですね、本条例案を提案をいたしておるところでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、御審議の上御採択をいただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

お諮りします。日程第19、議案第110号の人権擁護委員の推薦についてから、日程第21、議案第112号の人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第112号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第19. 議案第110号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第19、議案第110号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第110号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成19年12月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） はい、はい、新川久三町長。

○町長（新川 久三君） 議案第110号は人権擁護委員の推薦でございますけれども、本案は、人権擁護委員——現在の人権擁護委員でございます梶屋貞子氏が平成20年の3月31日をもって任期満了になります。引き続き梶屋さんに人権擁護委員をしていただきたく、皆さん方の意見を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） はい。ただいま説明がありましたように、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

本案は、人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で、適任、不適任を本日決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（成吉 暲奎君） ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に10番、田村兼光議員と12番、吉元成一議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（成吉 暲奎君） 念のために申し上げます。適任の方は適任の欄に丸印を、不適任の方は不適任の欄に丸印を記入してください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（成吉 暲奎君） 投票の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方、お願いいたします。

〔開票〕

○議長（成吉 暲奎君） 投票の結果を報告します。

投票総数19票、うち、有効投票19票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、適任18票、不適任1票です。したがって、議案第110号の人権擁護委員に梶屋貞子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第20. 議案第111号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第20、議案第111号人権擁護委員の推薦についてを議題としま

す。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第111号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成19年12月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川久三町長。

○町長（新川 久三君） 議案第111号の人権擁護委員の推薦でございますけれども、本案も、吉留平治氏が平成20年の3月31日をもって任期満了となります。引き続き、吉留平治氏にです、擁護委員をしていただきたく推薦をいたしたところでございます。皆さんの御理解をいただきながらです、御承認をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） はい。ただいま説明がありましたように、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

本案は、人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で、適任、不適任を本日決定したいと思っております。

ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に13番、岡田信英議員と14番、武道修司議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（成吉 暲奎君） はい、よろしいですか。

念のために申し上げます。適任の方は適任の欄に丸印を、不適任の方は不適任の欄に丸印を記入してください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） ありませんね。

それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（成吉 暲奎君） 投票の漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方、お願いいたします。

〔開票〕

○議長（成吉 暲奎君） 投票の結果を報告します。

投票総数19票、うち、有効投票19票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、適任15票、不適任4票です。しがたって、議案第111号の人権擁護委員に吉留平治氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第21. 議案第112号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第21、議案第112号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第112号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成19年12月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） 新川久三町長。

○町長（新川 久三君） はい。議案第112号につきましても、人権擁護委員の推薦でございます。人権擁護委員の吉武一郎氏が平成20年の3月31日をもって任期満了になります。引き続き、吉武一郎氏にですね、人権擁護委員をしていただきたく推薦するものでございます。議会の意見を求めますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい。ただいま説明がありましたように、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

本案は、人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で、適任、不適任を本日決定したいと思います。

ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に15番、平野力範議員と16番、中島英夫議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（成吉 暲奎君） 念のために申し上げます。適任の方は適任の欄に丸印を、不適任の方は不適任の欄に丸印を記入してください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暲奎君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

[議員投票]

○議長（成吉 暲奎君） 投票の漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

[開票]

○議長（成吉 暲奎君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数19票、うち、有効投票19票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、適任17票、不適任2票です。したがって、議案第112号の人権擁護委員に吉武一郎氏を適任とすることに決定いたしました。

ここで、議案に対する資料要求があれば、お手元に配付しております様式により事務局まで申し出てください。え、済いません、まだ、配ってないようです。後で、早速配ります。

これで、資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは、本日、午後3時までといたします。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、お手元に配付の様式で事務局まで申し出てください。

○議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時54分散会
